

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」

矢板市実行委員会 第1回設立発起人会



いちご^{いちえ}一会とちぎ国体

The 77th National Sports Festival 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



日 時 平成31年2月26日(火) 18時00分

場 所 矢板市役所本庁舎2階 特別会議室

矢板市実行委員会設立発起人会次第

- 1 開会
- 2 発起人紹介 (P1)
- 3 発起人代表選出
- 4 説明事項
 - (1) 発起人会について (資料なし)
 - (2) 第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」開催準備経過 (P2)
 - (3) 第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の概要 (P3~5)
 - (4) 第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」開催までの予定 (P6)
- 5 検討事項
 - (1) 矢板市実行委員会の名称について (P7)
 - (2) 矢板市実行委員会設立趣意書 (案) (P8)
 - (3) 矢板市実行委員会会則 (案) (P9~12)
組織体制 (案) (P13)
 - (4) 矢板市実行委員会委員及び役員について (別冊)
- 6 その他
- 7 閉会

矢板市実行委員会設立発起人会発起人名簿

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	氏 名
矢板市 市長	さい とう じゅん いち ろう 齋 藤 淳 一 郎
矢板市教育委員会 教育長	むら かみ まさ ゆき 村 上 雅 之
矢板市議会 議長	わ だ やす じ 和 田 安 司
矢板市体育協会 会長	やま ぐち ただ お 山 口 忠 男
矢板市商工会 会長	とう せん せい じゅ 東 泉 清 寿

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」開催準備経過

年度	概要
平成24年度 開催10年前	<ul style="list-style-type: none"> ○県体育協会が、国民体育大会招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出 ○県議会及び県教育委員会が、国民体育大会招致をそれぞれ決議、議決
平成25年度 開催9年前	<ul style="list-style-type: none"> ○国民体育大会開催要望書を日本体育協会（現日本スポーツ協会）及び文部科学省に提出 ○日本体育協会理事会において、第77回国民体育大会の栃木県開催を了解（内々定） ◆市町村競技開催意向調査書（サッカー、軟式野球）を矢板市から県に提出
平成26年度 開催8年前	<ul style="list-style-type: none"> ○県において、第77回国民体育大会栃木県準備委員会を設立 ◆会場地市町村（第1次選定）で矢板市が軟式野球会場として内定
平成27年度 開催7年前	<ul style="list-style-type: none"> ◆会場地市町村（第2次選定）で矢板市がサッカー会場として内定
平成28年度 開催6年前	<ul style="list-style-type: none"> ○愛称「いちご一会とちぎ国体」を選定 ◆中央競技団体の正規視察実施（サッカー、軟式野球）
平成29年度 開催5年前	<ul style="list-style-type: none"> ○国民体育大会開催申請書を日本体育協会及び文部科学省に提出 ○日本体育協会理事会において、第77回国民体育大会の開催地として栃木県が内定 ◆デモンストレーションスポーツ会場市町村（第3次選定）で矢板市がオリエンテーリング会場として内定
平成30年度 開催4年前	<ul style="list-style-type: none"> ◆会場施設の改修業務に着手（サッカー場実施設計） ◆矢板市実行委員会第1回設立発起人会開催

○県全体に関する事項／◆矢板市に関する事項

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の概要

1 第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」開催の概要

(1) 目的

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

(2) 開催年

2022年（平成34年、新元号4年）

※開催5年前（平成29年）に内定、開催3年前（平成31年）に正式決定

【参考】平成29年	愛媛県	第72回「愛顔つなぐえひめ国体」
平成30年	福井県	第73回「福井しあわせ元気国体」
平成31年	茨城県	第74回「いきいき茨城ゆめ国体」
平成32年	鹿児島県	第75回「燃ゆる感動かごしま国体」
平成33年	三重県	第76回「三重とこわか国体」

(3) 開催時期

- ① 本大会開催時期 9月中旬から10月中旬
- ② 本大会開催期間 11日以内
- ③ 本大会会期 開催3年前（平成31年）に日本スポーツ協会が県と協議して決定

(4) 愛称等

- ① 愛称 「いちご一会とちぎ国体」
- ② スローガン 「夢を感動へ。感動を未来へ。」
- ③ マスコットキャラクター 「とちまるくん」

(5) 大会基本方針

- ① 県民総参加 オール栃木体制の大会を目指します。
- ② 栃木の魅力発信 おもてなしの心で温かく迎える大会を目指します。
- ③ スポーツの推進 生涯スポーツに結び付く大会を目指します。
- ④ 地域スポーツの活性化 開催競技が地域に根付くような大会を目指します。

(6) 実施予定競技

- ① 正式競技37競技
都道府県対抗の得点対象（天皇杯、皇后杯）となる競技

- ② 特別競技1 競技
都道府県対抗の得点対象外。高等学校野球。
- ③ 公開競技5 競技
都道府県対抗の得点対象外。都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催される競技。
- ④ デモンストラーションスポーツ
都道府県対象の得点対象外。県民の国体開催機運を醸成し、スポーツに親しむきっかけ作りを目的としたレクリエーションスポーツ。

(7) 参加人数

- ① 参加総数（平成29年えひめ国体） 72万3千人（延べ人数）
 - ② 選手、監督、役員 22,000人（実人数、見込み数）
 - ③ 矢板市内選手、監督 400人（延べ人数、見込み数）
 - ④ 矢板市内大会関係者 1,200人（延べ人数、見込み数）
- ※大会関係者に市職員、ボランティアスタッフは含んでいない。

2 矢板市開催競技及び予定会場

(1) 正式競技

競技名	種別	予定会場	備考
サッカー	少年女子	矢板運動公園陸上競技場	決勝及び3位決定戦、準決勝2試合、1回戦2試合
		矢板運動公園サッカー場	2回戦2試合、1回戦3試合
軟式野球	成年男子	矢板運動公園野球場	1回戦2試合

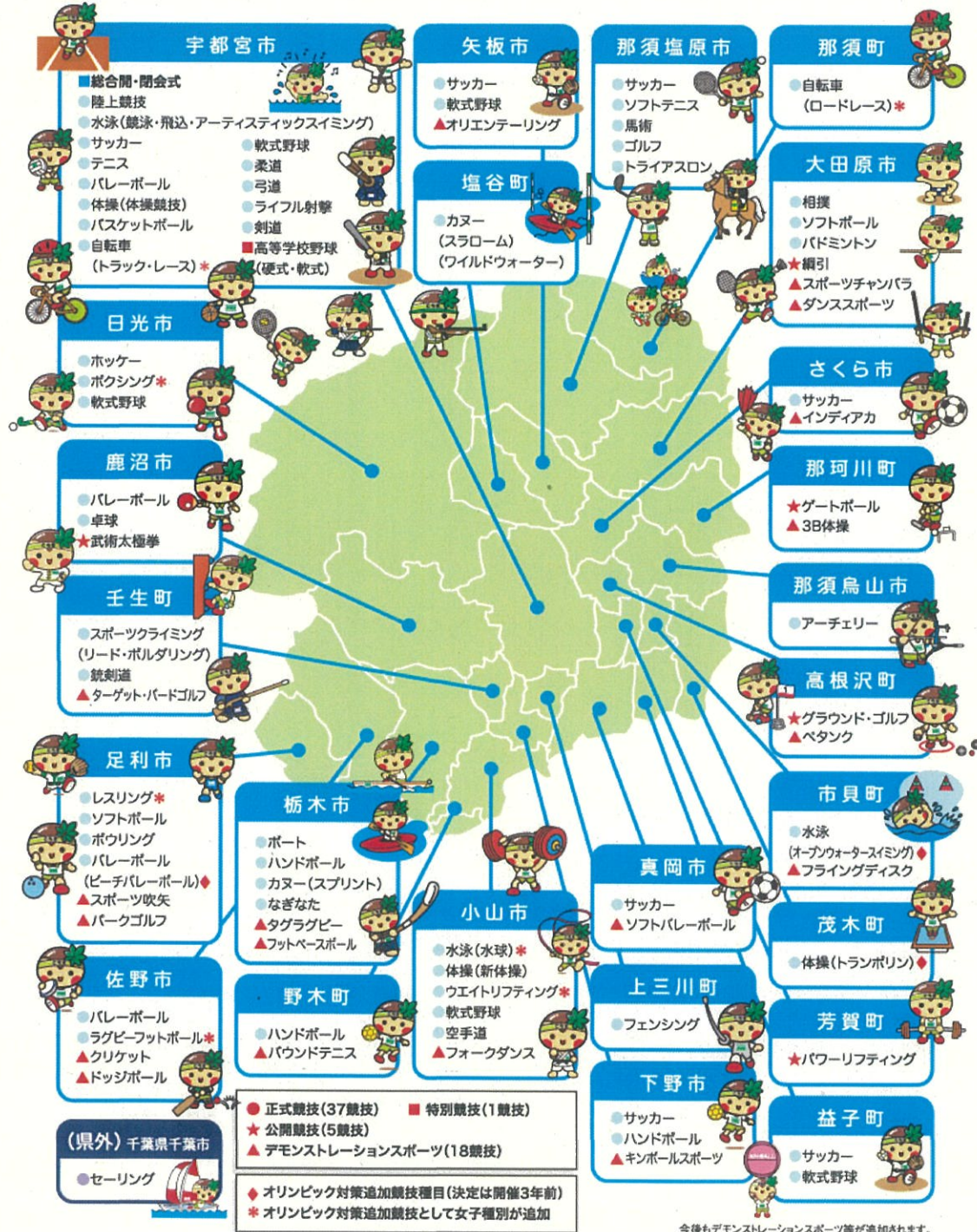
◇サッカー競技は、宇都宮市、真岡市、さくら市、那須塩原市、下野市、益子町と共催。少年女子種別は、那須塩原市と共催。

◇軟式野球競技は、宇都宮市、小山市、日光市、益子町と共催。

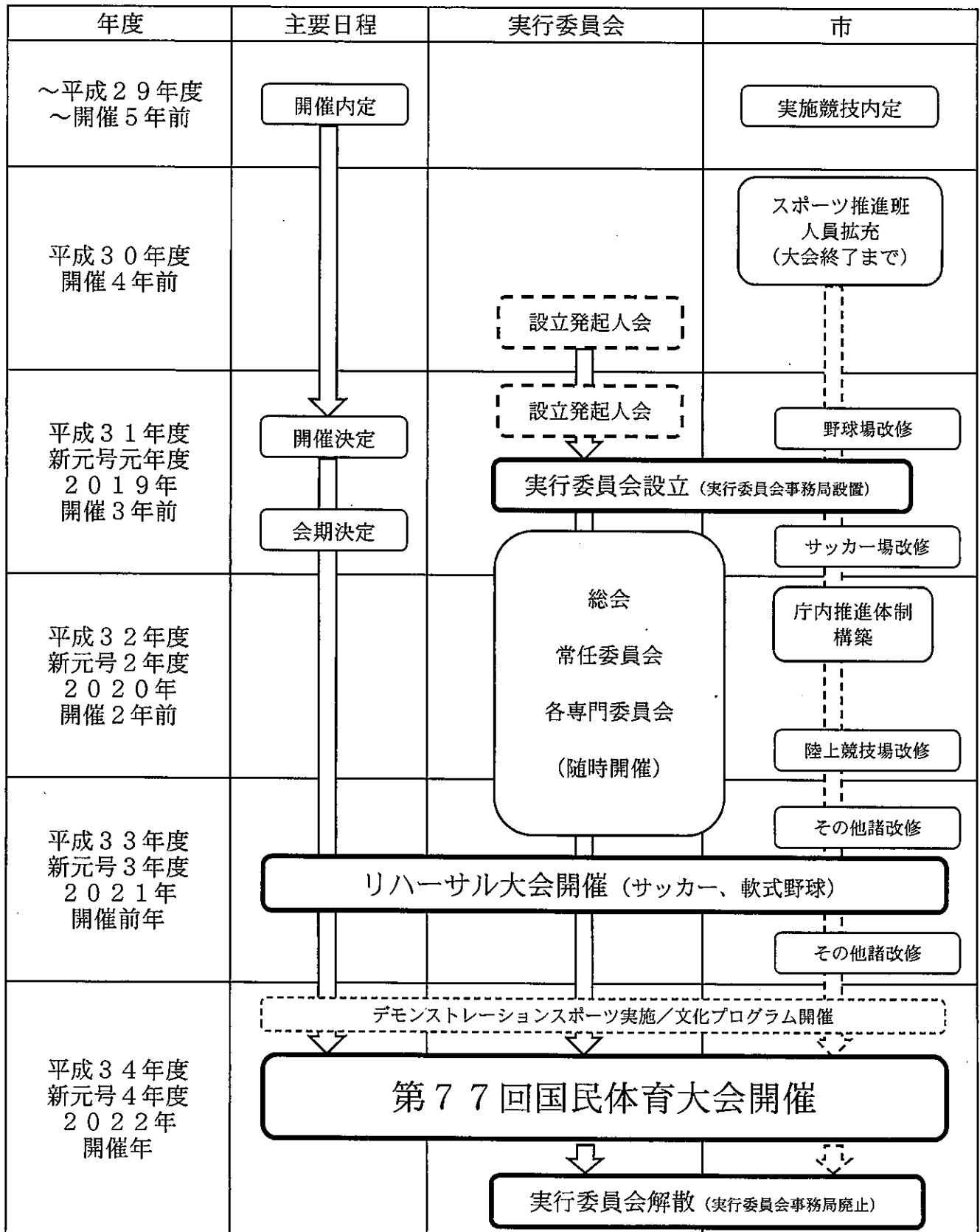
(2) デモンストラーションスポーツ

競技名	予定会場	備考
オリエンテーリング	矢板運動公園陸上競技場	県オリエンテーリング協会主管で実施予定

3 会場地市町村別競技



第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」開催までの予定



矢板市実行委員会の名称について

1 実行委員会の設置及び名称

国民体育大会の開催に際し、実行委員会を設置し、名称を定めることが規定されている。

名称は、「正式名称」＋「〇〇市実行委員会」とする場合と、「愛称」＋「〇〇市実行委員会」とする場合の2つのパターンが多いが、決まりはない。

国民体育大会開催基準要項（抄）【公益財団法人日本スポーツ協会制定】

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。(ただし書 略)

(2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

① 名称 (②以下 略)

(3) 実行委員会には、事務局を設ける。

((4)以下 略)

2 矢板市実行委員会の名称（案）

案1) 第77回国民体育大会矢板市実行委員会

案2) いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

3 先催県の例

第74回国民体育大会、茨城県、平成31年開催

32市30実行委員会中

※3市合同の実行委員会があるため、市の数と実行委員会の数に差がある。

ア 「正式名称」＋「〇〇市実行委員会」 7市

(第74回国民体育大会〇〇市実行委員会)

イ 「愛称」＋「〇〇市実行委員会」 22市

(いきいき茨城ゆめ国体〇〇市実行委員会)

ウ その他 1市

(2019茨城国体〇〇市実行委員会)

〇〇矢板市実行委員会設立趣意書（案）

2022年、栃木県において昭和55年以来42年ぶりに開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において、矢板市では正式競技であるサッカー（少年女子）、軟式野球（成年男子）と、デモンストレーションスポーツであるオリエンテーリングを実施します。

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的として開催される、国内最大のスポーツの祭典です。

スポーツは、個人としての心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の達成に寄与するほか、人と人との交流あるいは地域と地域との交流を促進することで地域コミュニティの一体感や活力を醸成し、幸福で豊かな社会を実現するものであることから、スポーツに対する期待は年々高まっているといえるでしょう。

このような状況で国民体育大会を開催することは、単に個人が競技者として高みを目指すというだけではなく、トップアスリートの競技を観戦した市民の方々のスポーツに対する興味、関心を高める機会となり、さらには市を挙げて全国から集まる選手団、競技役員、応援団の皆さまと交流を深め、この矢板市の恵まれた自然、文化等の地域資源をアピールする絶好の場となるものと期待されます。

このように非常に有意義な国民体育大会を成功に導くために、万全の準備と円滑な競技会の運営の遂行と目的として、矢板市の総力を結集し「〇〇矢板市実行委員会」を設立するものであります。

新元号元年 月 日

〇〇矢板市実行委員会設立発起人

矢板市長	齋藤 淳一郎
矢板市教育委員会教育長	村上 雅之
矢板市議会議長	和田 安司
矢板市体育協会会長	山口 忠男
矢板市商工会会長	東泉 清寿

〇〇矢板市実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇矢板市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において矢板市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関する事。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関する事。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関する事。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関する事。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関する事。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関する事。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関する事。

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 矢板市を代表する者
- (2) 矢板市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、矢板市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あ

あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から実行委員会を解散する日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、当該委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をした委員は、出席があったものとみなすことができる。

6 総会の議事は、出席した委員（あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をしたものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから1名を会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会の開催及び議事について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議する。

3 専門委員会は、調査審議した結果を常任委員会に報告しなければならない。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないときはこれを専決処分することができる。総会等の権限に属する事項で軽易なものについても、同様とする。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、当該専決処分の内容を次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定める。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたと認められたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

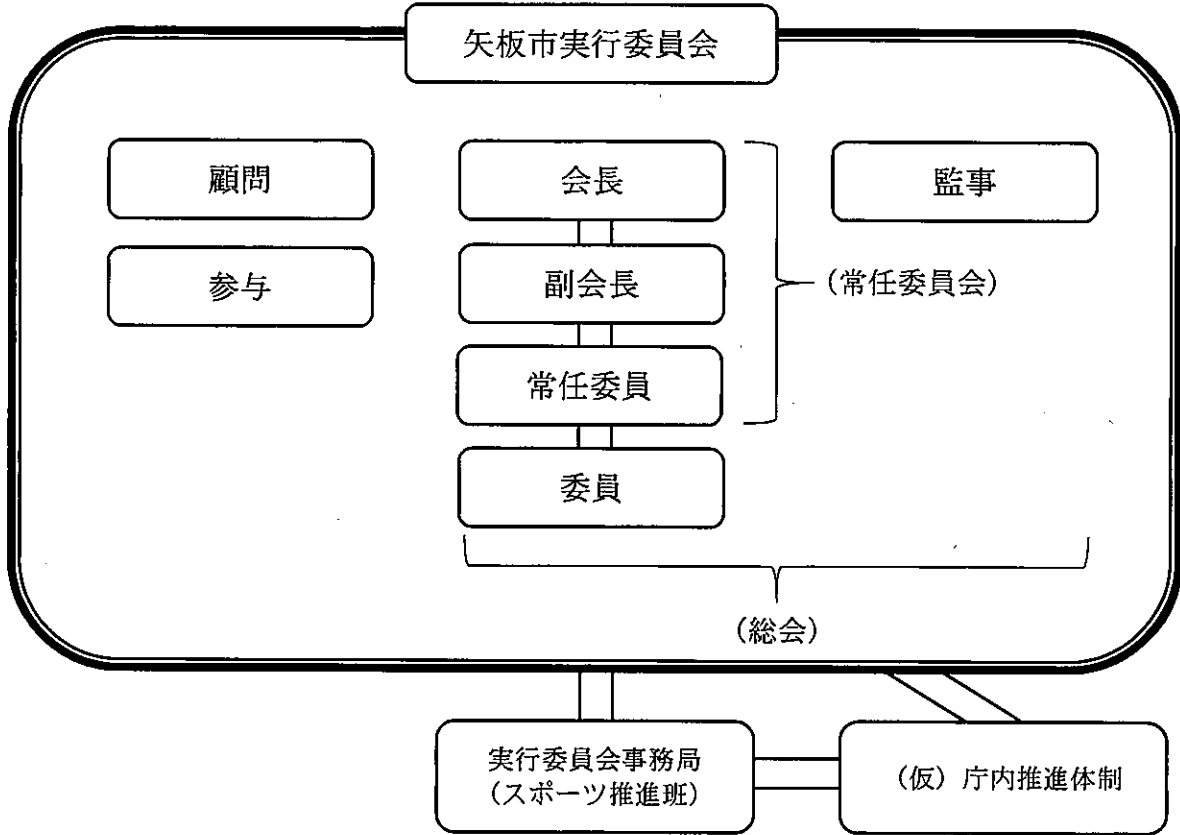
(施行期日)

1 この会則は、新元号元年 月 日から施行する。

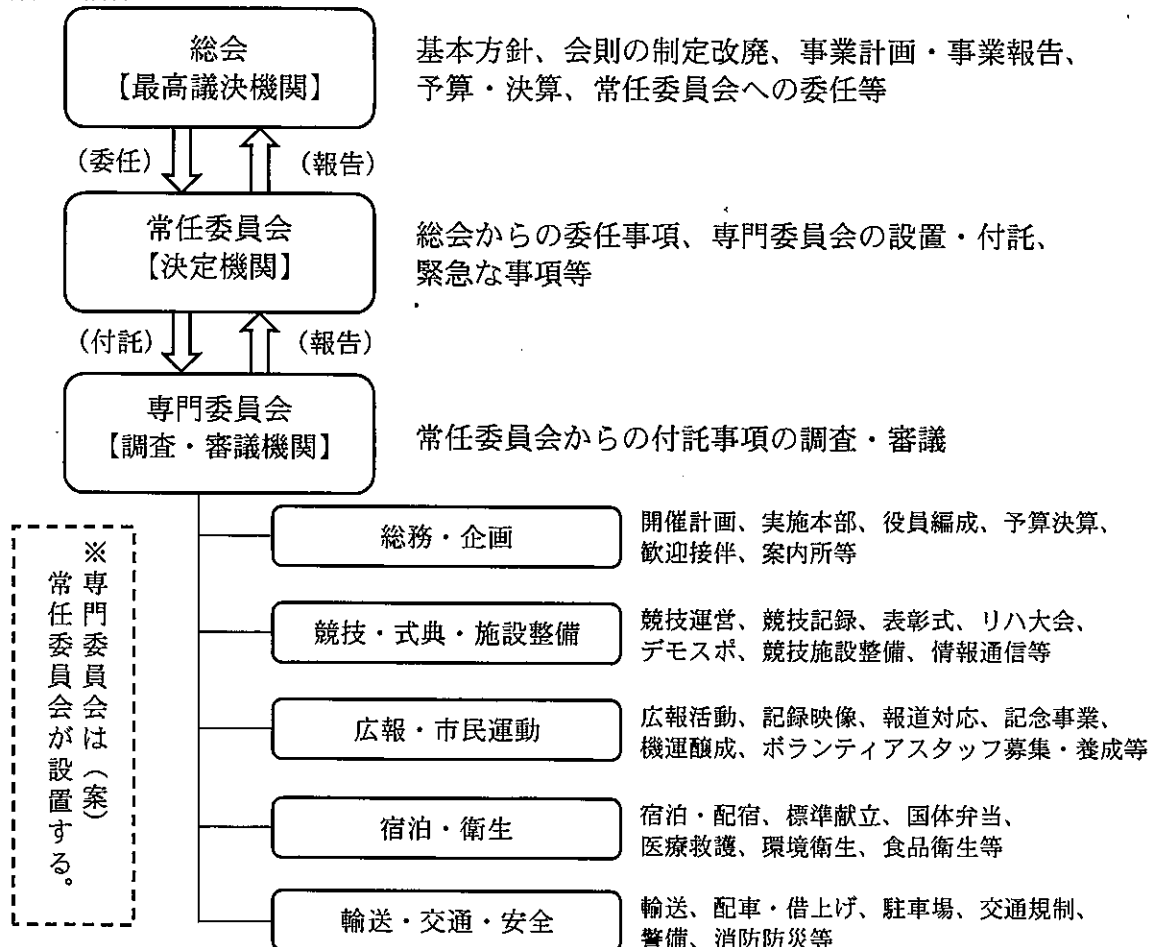
(会計年度の特例)

2 第18条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立時の会計年度は、新元号元年 月 日から新元号2年3月31日までとする。

矢板市実行委員会の組織体制（案）



会議体の構成



連 絡 先

矢板市教育委員会事務局教育部

生涯学習課スポーツ推進班

〒329-2165

矢板市矢板106番地2

矢板市生涯学習館内

電 話0287-43-6218

FAX0287-43-4436

メール syogaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp